

要 求 書

- 一 團體交渉權ヲ確認スル
 - 二 工場委員制度ヲ敷ク
 - 三 工場委員會ハ労働者六名、會社側四名トス
 - 四 工場委員被選權ハ労働者ニシテ入社後六月ニシテ選挙
世ニ労働者全部トス
 - 五 工場委員會決議權ハ尤ノ各項通ルルコト
 - 六 労働時間
 - 七 労働者就職解僱
 - 八 最低賃金額
 - 九 工場法扶助規程ニ依ル扶助額
 - 十 其他工場内労働者諸規程
- 三 積立會ヲ解散シ積立金ヲ分配スルコト

(四) 工場法扶助規程ニ依ル在來支拂ニテ積立會積立金中ヨリ支拂
ヒタルモノハ此際返還スルコト

(五) 現在ノ日給額ニ十割ヲ加ヘ本給トシ請負作業ハ二割以上ヲ附スルコト
但シ現在十割以上ノ分ヲ受ケルモノハ其分ヲ本給ニ繰入レルコト

(六) 積立金ハ全部各人ニ返還スルコト

(七) 入門遅刻、四罰金ハ之ヲ認メス

(八) 解雇者ハ六月末滿ハ三十日分、六月以上一ケ年末滿ハ六十日分
一ケ年以上三ケ年迄ハ九十日分以上一ケ年ヲ増ス毎日給額、廿日分
ヲ支給スルコト

(九) 今回ノ爭議ニ付キ一名ト雖犧牲者ヲ出サ、ルコト但シニケ年間トス

愛知時計電機株式會社全労働者